

令和元年 10 月 31 日

航空局航空ネットワーク企画課

## 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等に係る 公共施設等運営権実施契約の締結等について

国土交通省は、国管理 4 空港について、優先交渉権者が設立した北海道エアポート株式会社に対して公共施設等運営権を設定し、同社と公共施設等運営権実施契約を締結しましたので、お知らせいたします。<sup>※1</sup>

併せて、旭川市・帯広市・北海道とともに 7 月 3 日に実施した北海道内 7 空港<sup>※2</sup>の一括運営委託に係る優先交渉権者の選定について、審査講評等を公表します。

※1 旭川市・帯広市・北海道においても、それぞれ同様の契約の締結等を行っております。

※2 国管理空港（新千歳、稚内、釧路、函館）、特定地方管理空港（旭川、帯広）、地方管理空港（女満別）

### <公表資料>

資料 1 公共施設等運営権実施契約書（国土交通省航空局）

資料 2 審査講評（北海道内 7 空港優先交渉権者選定に係る審査委員会）

資料 3 優先交渉権者選定結果（更新版）（国土交通省航空局）

（資料 1～3 掲載 URL）

資料 1 [http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk5\\_000071.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000071.html)

資料 2・3 [http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk5\\_000070.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000070.html)

※旭川空港・帯広空港・女満別空港に係る公表資料は、各管理者のホームページよりダウンロード可能です。

### <公共施設等運営権実施契約について>

#### 1. 契約の相手方

北海道エアポート株式会社（北海道エアポートグループが設立した特別目的会社）

#### 2. 契約締結日

令和元年 10 月 31 日

#### 3. 契約期間

当初 30 年（令和元年 10 月 31 日～令和 31 年 10 月 30 日）

不可抗力等による延長 5 年以内

#### 4. 事業開始予定日

令和 2 年 1 月 15 日 7 空港一体のビル経営開始

令和 2 年 6 月 1 日 新千歳空港運営事業開始

令和 2 年 10 月 1 日 旭川空港運営事業開始

令和 3 年 3 月 1 日 稚内空港・釧路空港・函館空港・帯広空港・女満別空港運営事業開始

#### 【問い合わせ先】

航空局航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室 西川、竹内（稔）、竹内（俊）

連絡先：03-5253-8111（内線 49-190、49-124、49-120）

03-5253-8714（直通） 03-5253-1658（FAX）